

金融商品取引業等に関する内閣府令第二十九条第四号の規定に基づき、営業保証金に充てることができる社債券その他の債券を指定する件  
 (平成十九年金融庁告示第五十五号)

<p>改正案</p>	<p>五十四 地方公共団体金融機構法(平成十九年法律第六十四号)第四十              一条第一項の規定により発行される債券</p>
<p>現行</p>	<p>五十四 地方公営企業等金融機構法(平成十九年法律第六十四号)第              四十条第一項の規定により発行される債券</p>